

社会福祉法人の合併、事業譲渡等に関する認可に必要な添付書類

令和6年10月1日時点

都道府県	神奈川県
市区	横浜市
担当部署	健康福祉局監査課・こども青少年局監査課

吸収合併の場合	
基本情報	
1	合併理由書
2	評議員会で合併の承認をしたことを証する書面
3	存続する法人の定款
4	吸収合併消滅社会福法人の財産目録及び貸借対照表
5	吸収合併消滅社会福祉法人の負債を証明する書類
6	(合併後の) 吸収合併存続社会福祉法人の財産目録
7	(合併後の) 吸収合併存続社会福祉法人の事業計画書および収支予算書 (合併日に属する会計年度及び次会計年度)
8	(合併後の) 吸収合併存続社会福祉法人の評議員、役員となるべき者の履歴書 および就任承諾書
9	評議員、役員になる者について、他に役員等になる者と婚姻関係または3親等以内の親族関係にある者がいる場合等は、その氏名及びその者との続柄を記載した書類
関係書類	合理的な理由
1	
2	
3	
4	
5	
6	

7		
8		
9		
10		
その他、添付書類に関する規則・ルール		合理的な理由

※所轄庁が必要とする場合には上記以外の書類を求められる可能性があります。

社会福祉法人の合併、事業譲渡等に関する認可に必要な添付書類

令和6年10月1日時点

都道府県	神奈川県
市区	横浜市
担当部署	健康福祉局監査課・こども青少年局監査課

新設合併の場合	
基本情報	
1	合併理由書
2	評議員会で合併の承認をしたことを証する書面
3	合併により設立する法人の定款
4	各法人の財産目録および貸借対照表
5	各法人の負債を証明する書類
6	合併により設立する法人の財産目録
7	合併により設立する法人の事業計画書および収支予算書（合併日に属する会計年度及び次会計年度）
8	合併により設立する法人の評議員、役員となるべき者の履歴書および就任承諾書
9	評議員、役員になる者について、他に役員になる者と婚姻関係または3親等以内の親族関係にある者がいる場合等は、その氏名及びその者との続柄を記載した書類
関係書類	合理的な理由
1	
2	
3	
4	
5	
6	

7		
8		
9		
10		
その他、添付書類に関する規則・ルール		合理的な理由

※所轄庁が必要とする場合には上記以外の書類を求められる可能性があります。

都道府県	神奈川県
市区	横浜市
担当部署	健康福祉局監査課・こども青少年局監査課

事業譲渡等にかかる定款変更の場合		
基本情報		
1	理事会議事録	
2	評議員会議事録	
3	現行の定款	
4	変更後の定款	
5	事業譲渡契約書	
6	新たに経営する事業の事業計画書および収支予算書 (事業開始日に属する会計年度及び次会計年度)	
7	施設長就任書・履歴書	
関係書類		合理的な理由
1	追加する事業に関する契約書(受託契約書又は事業決定通知書等)の写し	当該事業について、その開始の日の属する会計年度及び次の会計年度における事業計画書及びこれに伴う収支予算書(社会福祉法施行規則第3条)の一部として求める書類であるため。
2	追加する事業の不動産に関する書類(登記事項証明書又は賃貸借契約書)の写し	不動産の使用の権限の所屬を明らかにすることができる書類(社会福祉法施行規則第3条)であるため。
3	追加する事業のために新たに不動産を取得した場合には、その財源を証する書類の写し	不動産が当該社会福祉法人に確実に帰属することを明らかにすることができる書類(社会福祉法施行規則第3条)であるため。
4	基本財産減少に係る不動産の登記事項証明書の写し	廃止する事業の用に供している財産の処分方法を記載した書類(社会福祉法施行規則第3条)であるため。
5		
6		
7		
8		
9		
10		
その他、添付書類に関する規則・ルール		合理的な理由

※所轄庁が必要とする場合には上記以外の書類を求められる可能性があります。

社会福祉法人の合併、事業譲渡等に関する認可に必要な添付書類

令和6年10月1日時点

都道府県	神奈川県
市区	横浜市
担当部署	健康福祉局監査課・こども青少年局監査課

事業譲渡等にかかる基本財産処分の場合	
基本情報	
1	理事会議事録
2	評議員会の議事録
3	財産目録
4	処分物件が不動産の場合は、その価格評価書
5	対象施設の図面（面積の明記、国庫補助及びその他の別）
関係書類	合理的な理由
1	不動産登記簿謄本 基本財産処分承認申請書（※認可通知）に記載する「処分物件」の具体的な内容を確認するため。
2	残高証明書 基本財産処分承認申請書（※認可通知）に記載する「処分物件」の具体的な内容を確認するため。
3	売買価格等を証する書類 基本財産処分承認申請書（※認可通知）の「基本財産処分の内容」に記載する処分の対価を確認するため。
4	売却金等の使途計画書 基本財産処分承認申請書（※認可通知）に記載する「基本財産を処分する理由」の具体的な内容を確認するため。
5	施設建設（改築）計画書 （基本財産処分により、新たな施設建設（または改築）を行う場合における）基本財産処分承認申請書（※認可通知）に記載する「基本財産を処分する理由」の具体的な内容を確認するため。
6	※「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障第890号社援2618号老発第794号児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長、厚生省児童家庭局長通知）別紙1「社会福祉法人審査基準」別記第1 様式第5
7	
8	
9	
10	
その他、添付書類に関する規則・ルール	合理的な理由

※所轄庁が必要とする場合には上記以外の書類を求められる可能性があります。